

山口県栽培漁業センター指定管理者の審査結果について

1 施設の名称

山口県内海栽培漁業センター、山口県外海栽培漁業センター、山口県外海第二栽培漁業センター

2 公募期間

令和7年9月12日（金）から同年10月14日（火）まで

3 応募団体

1 団体

4 審査方法

応募者から提出のあった応募書類について、資格要件の適合状況を審査した上で、応募者から事業計画の説明を受け、質疑応答を行った後、あらかじめ決定していた審査基準による審査を行い、優先交渉権者を選定した。

5 優先交渉権者

公益社団法人山口県栽培漁業公社（山口市秋穂東 5179 番地）

6 審査方法等

- （1）各審査項目として次の23項目（200点満点×4委員＝800点満点）を設定し、各項目につき5段階の評価で採点する方式により審査を行った。
- （2）審査結果を集計後、その結果に基づく協議により最終的な選定を行った。

条例記載事項	審査の項目
1 事業計画書の内容が、栽培漁業センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。	1 栽培漁業センターの基本的なあり方に関する考え方(10点) 2 公共サービス提供の基本方針(10点) 3 管理運営にあたっての基本方針(10点) 4 法令の遵守(10点)
2 事業計画書の内容が、栽培漁業センターの効用を十分に発揮するとともに、栽培漁業センターの管理に係る経費の削減を図ることができるものであること。	5 施設の維持管理・運営及び実施計画(10点) 6 種苗生産業務についての方針及び実施計画(10点) 7 栽培漁業推進関連事業の方針及び実施計画(10点) 8 利用者に対するサービス向上の取組(10点) 9 施設の利用促進のための取組(10点) 10 地域や団体と協働した取組(10点) 11 利用者のニーズの把握と管理運営業務への反映の取組(10点) 12 指定管理料の額 } (10点) 13 適正な収支計画 } 14 経費削減に向けた取組(10点)

条例記載事項	審査の項目
3 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。	15 組織の安定性(10点) 16 経営の状況(10点) 17 管理体制、職員の配置、雇用形態、職務分担 } (10点) 18 適法な労働条件の確保 19 経験者の活用(10点) 20 職員研修計画 } (10点) 21 適正な管理業務の実施能力 22 危機管理体制(10点) 23 個人情報保護の適正な取扱いに向けた体制及び方策(10点)
—	(1～23 項目の配点計:200 点)×4 委員=800 点満点

7 選定理由

審査委員会における審査結果は次のとおりであり、この審査結果を踏まえ、公益社団法人山口県栽培漁業公社を優先交渉権者に選定することとした。

審査の項目	満点	栽培公社 得点結果
1 栽培漁業センターの基本的なあり方に関する考え方(10点)	40点	40点
2 公共サービス提供の基本方針(10点)	40点	40点
3 管理運営にあたっての基本方針(10点)	40点	38点
4 法令の遵守(10点)	40点	40点
5 施設の維持管理・運営及び実施計画(10点)	40点	34点
6 種苗生産業務についての方針及び実施計画(10点)	40点	38点
7 栽培漁業推進関連事業の方針及び実施計画(10点)	40点	38点
8 利用者に対するサービス向上の取組(10点)	40点	40点
9 施設の利用促進のための取組(10点)	40点	38点
10 地域や団体と協働した取組(10点)	40点	38点
11 利用者のニーズの把握と管理運営業務への反映の取組(10点)	40点	40点
12 指定管理料の額	40点	34点
13 適正な収支計画		
14 経費削減に向けた取組(10点)	40点	36点
15 組織の安定性(10点)	40点	38点
16 経営の状況(10点)	40点	32点
17 管理体制、職員の配置、雇用形態、職務分担	40点	38点
18 適法な労働条件の確保		
19 経験者の活用(10点)	40点	38点
20 職員研修計画	40点	40点
21 適正な管理業務の実施能力		
22 危機管理体制(10点)	40点	36点
23 個人情報保護の適正な取扱いに向けた体制及び方策(10点)	40点	38点
合計 (200 点) ×4 委員	800点	754点

〔審査意見〕

水産資源の維持増大や食料の安定供給にとって山口県栽培漁業センターは極めて重要な施設であるところ、これまでの実績や現状の人的体制・経済的基礎等から総合的に判断し、公益社団法人山口県栽培漁業公社が次期指定管理者としてふさわしいと評価する。

8 山口県栽培漁業センター指定管理者審査委員会

委員長 半田 岳志（国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校 教授）
委員 長尾 哲行（全国漁業信用基金協会山口支所 所長）
委員 安村 淳一（山口県漁業協同組合 専務理事）
委員 向井 秀（山口県農林水産部水産振興課長）

9 審査委員会の開催経緯

（１）第１回 令和７年８月２６日（火）

- ① 委員長の選出
- ② 指定管理者指定スケジュール
- ③ 募集要項、審査方法等

（２）第２回 令和７年１０月３０日（木）

- ① 応募者からの事業計画の説明及び審査委員によるヒアリング
- ② 事業計画の審査、優先交渉権者の選定